

会 議 録		令和6年9月30日作成	令和10年3月末日廃棄
会議名	京都府宇治警察署協議会（令和6年度第2回）		
開催日	令和6年9月27日（金曜日）		
時 間	午後2時から午後3時30分までの間（90分）		
場 所	JR宇治駅前市民交流プラザ 「ゆめりあ うじ」 4階会議室2		
出席者	辻会長、田中副会長、中村副会長、下津谷委員、下岡委員、江崎委員、田井委員、南委員、森下委員、高田委員 （欠席 黒川委員、山本委員、今井委員） 計10人		
	署長、副署長、会計課長、警務課長、生活安全課長、地域課長、刑事課長、交通課長、警備課長、広聴相談係長 計10人		
諮 問 事 項	災害対策について		
会 議 内 容	1 会長挨拶 司会 副署長 2 署長挨拶 3 協議 司会 会長 (1) 諮問事項説明と体験談 災害対策について～警備課長 【委員】 今、能登半島地震の被災地への災害派遣へ行かれた方の体験談をお聞きした。道路が陥没等のため目的地へ向かうのに苦労したと聞いたが、そういった場合、どういう車両があれば通行できるのか。 【警察】 オフロードバイクや小型車両であれば、通行できる箇所が多くなると思うが、必ず通行することができる車両は特定できない。 【委員】 災害が発生した場合、指揮命令はどのような形で降りてくるのか。 【警察】 災害が発生すれば、「30分ルール」に基づき、国に危機管理センターが立ち上がり、30分以内に防災にかかる関係機関が集まり、情報の集約、共有を行う。その後、警察庁から各管区警察局、各警察本部へと指揮命令がなされる。 【委員】 災害派遣は希望者が行くのか。 【警察】 あらかじめ、災害派遣される警察官は指定されている。 【委員】 通信手段はどうしているのか。 【警察】 停電等で無線機や携帯電話が充電できないこともある。自家発電式の充電器や発動発電機を用意している。また、通話の他にSNSを利用した発信も活用		

している。

(2) その他

【委員】久御山町でネギの盗難被害が多発し、宇治警察署が犯人を逮捕したと報道で知ったが、報道する範囲はどういったものか。

【警察】今回のネギの盗難被害は社会現象にもなったが、犯人を検挙するための報道と被害防止のための報道とを使い分けながらの報道提供となった。

【委員】独居高齢者の敷地や空き家に勝手に車を駐車する人がいるが、こういった駐車に警察が介入することはできないのか。

【警察】道路上であれば道路交通法を適用する。私有地であれば警告等を行うことはできる。

会 議
内 容

【委員】認知高齢者の数は宇治市では 1,500 人から 1,600 人おられると聞いている。私は包括支援センターで仕事をしていることから、交番の方ともっと連携を密にし、情報共有を行っていきたい。

【警察】警察としても各包括支援センターと受持ち交番との連携を図っていきたいと考えている。個々具体的な案件に沿ってその都度臨機応変に対応させていただく。

4 事務連絡

令和6年度第3回京都府宇治警察署協議会は、令和6年11月1日に実施予定である。

以上

第2回京都府宇治警察署協議会の開催状況

